





2	前条第二項から第五項までの規定は、前項の登録の更新について準用する。 （遵守事項等）
3	特定原動機検査事務を実施することを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、特定原動機検査事務を実施しなければならない。
4	登録特定原動機検査機関は、公正に、かつ、主務省令で定める方法により特定原動機検査事務を実施しなければならない。
5	登録特定原動機検査機関は、特定原動機検査事務を実施する事業場の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、主務大臣に届け出なければならない。
6	登録特定原動機検査機関は、その特定原動機検査事務の開始前に、主務省令で定めるところにより、その特定原動機検査事務の実施に関する規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
7	登録特定原動機検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録・電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業場に備えて置かなければならぬ。
8	特定原動機製作等事業者は、登録特定原動機検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録特定原動機検査機関の定めた費用を支払わなければならぬ。
9	財務諸表等が書面をもつて作成されるとときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
10	前号の書面の謄本又は抄本の請求
11	財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されるとときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定めるものにより表示したものにより

1	提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
2	登録特定原動機検査機関は、主務省令で定めた事務に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。
3	登録特定原動機検査機関は、主務大臣の許可を受けなければ、その特定原動機検査事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。
4	主務大臣は、登録特定原動機検査機関が前項の許可を受けてその特定原動機検査事務の全部若しくは一部を休止したとき、第二十三条第五項の規定により登録特定原動機検査機関に対し、その特定原動機検査事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は登録特定原動機検査機関が天災その他事由によりその特定原動機検査事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合は、その登録を取り消す、又は期間を定めて特定原動機検査事務の全部若しくは一部を自ら行うものとする。
5	主務大臣が前項の規定により特定原動機検査事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、登録特定原動機検査機関が第八項の許可を受けてその特定原動機検査事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は主務大臣が第二十三条第四項若しくは第五項の規定により登録を取り消した場合における特定原動機検査事務の引継ぎその他必要な事項は、主務省令で定める。
6	（秘密保持義務等）
7	第二十二条 登録特定原動機検査機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その特定原動機検査事務に従事する登録特定原動機検査機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により従事する職員とみなす。
8	（登録特定原動機検査機関に対する適合命令等）
9	第二十三条 主務大臣は、登録特定原動機検査機関が第十九条第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録特定原動機検査機に対し、これららの規定に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
10	（登録特定特殊自動車検査機関）

1	主務大臣は、主務省令で定めるところにより、第十七条第一項ただし書に規定する主務大臣の事務のうち当該特定特殊自動車が技術基準に適合するかどうかの検査の実施に関する事務（以下「特定特殊自動車検査事務」という。）について、主務大臣の登録を受けた者（以下「登録特定特殊自動車検査機関」という。）があるときは、その登録特定特殊自動車検査機関に行わせるものとする。
2	第二十一条第三項から第五項まで、第七項又は第八項の規定に違反したとき。
3	第二十一条第四項若しくは第五項の規定により登録特定特殊自動車検査事務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき。
4	（報告微収及び立て検査）
5	第二十四条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、登録特定原動機検査機関に対し、その特定原動機検査事務に関し報告を求め、又はその職員に、登録特定原動機検査機関の事務所その他の事業場に立ち入り、登録特定原動機検査機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
6	前項の規定による立て検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
7	第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
8	（公示）
9	第二十五条 主務大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。
10	二 第二十二条第三項の規定による届出があつたとき。

1	四 第二十二条第九項の規定により主務大臣が特定原動機検査事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた特定原動機検査事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。
2	（登録特定特殊自動車検査機関）
3	第二十六条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、第十七条第一項ただし書に規定する主務大臣の事務のうち当該特定特殊自動車が技術基準に適合するかどうかの検査の実施に関する事務（以下「特定特殊自動車検査事務」といふ。）を命ぜることができる。
4	（登録特定特殊自動車検査機関）
5	第二十七条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、第十七条第一項ただし書に規定する主務大臣の事務のうち当該特定特殊自動車が技術基準に適合するかどうかの検査の実施に関する事務（以下「特定特殊自動車検査事務」といふ。）を命ぜることができる。
6	（登録申請者の役員）
7	二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において工学その他原動機に関する必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であつて、通算して三年以上原動機に関する実務の経験を有するものが特定特殊自動車検査事務を実施し、その人數が二名以上であること。
8	三 登録申請者が株式会社である場合にあつては、特定特殊自動車製作等事業者がその親法人であること。
9	四 登録申請者の役員（持分会社にあつては、業務を執行する社員）に占める特定特殊自動車製作等事業者の役員又は職員（過去二年間にその特定特殊自動車製作等事業



